

# 岐阜市健康ふれあい農園

## 指定管理者募集要項

平成21年7月

岐阜市農林部農林園芸課

# 目 次

1 募集の趣旨 .....	1
2 基本的な運営方針 .....	1
3 応募資格 .....	1
4 指定期間 .....	2
5 施設の概要 .....	2
(1) 名 称	
(2) 所在地	
(3) 面積	
(4) 施設概要	
(5) 運営状況（実績等）	
6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等 .....	2
(1) 管理運営形態	
(2) 管理基準	
(3) 業務の範囲	
(4) 業務の再委託の制限	
(5) 自主事業	
(6) リスク分担に対する方針	
(7) 指定の取消し等	
(8) モニタリングの実施	
7 指定管理に関する経費 .....	6
8 指定管理者の審査・選定の方法 .....	6
(1) 基本的な考え方	
(2) 審査方法	
(3) 審査結果	
(4) 選定方式	
.....	
9 基本協定・年次協定の締結 .....	10
10 指定までのスケジュール .....	10

11 応募手続等 .....	1 0
(1) 申請書類の提出方法等	
(2) 提出書類	
(3) 質問の受付	
(4) 提供した資料の取り扱い	
(5) 提出書類の変更の禁止	
(6) 応募の無効等について	
(7) 著作権	
12 その他 .....	1 1
13 問い合わせ先及び書類の提出先 .....	1 1

## 1 募集の趣旨

市民が農作業を通して、自らの健康や家族とのふれあい及び農業に関する理解を深めることにより、健康的でゆとりのある市民生活に資するため設置された岐阜市健康ふれあい農園（以下「農園」という。）の管理について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市健康ふれあい農園条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することのできる指定管理者を募集します。

平成15年6月の法改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営を確実に進めることが条件となります。

## 2 基本的な運営方針

### (1) 施設の目的

市民が農作業体験を通して、自らの健康増進と家族とのふれあい及び農業に関する理解を深めることにより、健康的でゆとりある市民生活に資するために設置しました。

### (2) 施設管理運営の基本方針

施設の目的に即し、施設の適切な維持管理に努め、利用者の安全及び利便を第一に考えた管理運営に努め、維持管理経費の削減に取り組みます。

## 3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

### (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

※ 複数の法人・団体により構成するコンソーシアム（企業連合等）も可能としますが、同一の法人・団体が複数のコンソーシアムに参加することはできません。

### (2) 市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。

### (3) 管理運営のために必要な資格、免許を有すること。

### (4) 地方自治法施行令第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない（競争入札の参加資格を有する）団体であること。

### (5) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。

### (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。

### (7) 平成17年の改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき会社整理の申し立てをしている団体でないこと。

### (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

### (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者で構成されていること。

### (10) 市税等の滞納がない団体であること。

### ※コンソーシアムの際の注意事項

①複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が複数のコンソーシアムへ参加することはできません。

- ②コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。
- ③法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、その代表者になることはできません。
- ④コンソーシアムで応募する場合は、別紙様式4号、5号の書類の提出が必要です。

#### 4 指定期間

平成22年4月1日～平成25年3月31日までの3年間とします。

#### 5 施設の概要

- (1) 名称 岐阜市健康ふれあい農園
- (2) 所在地 岐阜市安食字竹田799番地1 (代表地番)
- (3) 面積 44,788.19㎡
- (4) 施設の概要
  - 貸付農地、利用農地、附帯施設(管理事務所、農機具倉庫、物置、便所、堆肥置場、洗い場、園路、休養施設、駐車場、農機具類及び農具類  
(別紙仕様書の財産台帳、物品台帳参照)
- (5) 運営状況
  - ①事業・業務内容 施設の日常管理
    - 貸付農地空区画での緑肥栽培及び除草管理
    - 貸付農地使用に関する事務
    - 貸付農地利用者への栽培指導  
(日常指導及び栽培指導員による巡回指導)
    - 利用農地での体験会員用作物栽培
    - 体験会員の申込、辞退に関する事務
    - 体験会員への収穫案内に関する事務
    - 利用農地での収穫体験作業補助
    - 利用農地での緑肥栽培及び除草管理
    - 利用農地での栽培指導
    - 農園のPR活動
  - ②利用者数 貸付農地使用区画数195区画(H21.4.1現在)  
利用農地利用者延べ人数4,322人(H20年度)
  - ③収支決算・予算
 

平成19年度指定管理料決算額	8,643千円
平成20年度指定管理料決算見込額	8,643千円
平成21年度指定管理料予算額	8,643千円

 \*別添平成21年度収支予算兼管理運営経費明細書参照

#### 6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等 (詳細は別添の「仕様書」を参照)

##### (1) 管理運営形態

本施設は、市が支払う指定管理料(委託料)により管理運営していただきます。  
施設の「使用料」は、条例に金額が定められており、市に納入していただきます。

##### (2) 管理基準

- ①開所期間 農園管理事務所（休憩室及びシャワー室）：  
12月29日から翌年1月3日までの6日間を除く毎日  
その他の施設：年中利用可能
- ②開所時間 農園管理事務所（休憩室及びシャワー室）：  
午前8時00分から午後5時00分まで
- ③実施業務 岐阜市健康ふれあい農園条例第6条の規定された業務を行う。
- ④使用許可基準 岐阜市健康ふれあい農園条例第9条の規定に従い使用許可業務を行って  
ください。
- ⑤情報等の取扱・情報公開の推進  
個人情報保護に関する法律及び岐阜市個人情報保護条例に基づき個人情報保護対策を講じる必要があります。また、業務の実施により知り得た情報や、市の事務等で一般公開されていない事柄を外部へ漏らしてはいけません。  
管理運営業務に関する書類について、公開に努める必要があります。
- ⑥権利の譲渡の禁止 農園の管理運営業務を実施することにより生じた権利義務等を、他に譲渡  
することはできません。
- ⑦損害の賠償 管理運営の実施にあたり、指定管理者の責により生じた損害については、  
補償していただきます。
- ⑧事業の報告 毎月、管理状況、施設の利用状況について報告し、年度終了後には年度ご  
との事業実績報告書を提出していただきます。  
また、市が必要と認めた場合には、必要な報告を求めることがあります。
- ⑨原状回復義務 指定期間が終了したとき、または期間の途中で管理運営を停止したときは、  
施設を原状に回復して市に引き継いでください。  
ただし、市が認めた場合はこの限りではありません。
- ⑩文書の保存 指定管理期間中に作成した文書は、市の文書取扱規則に準じて保存してい  
ただきます。
- ⑪業務の引継ぎ 指定期間が終了したとき、または期間の途中で管理運営を停止したときは  
速やかに新しい指定管理者に管理運営を引き継いでください。
- ⑫目的外使用の基準 物品販売等の目的外使用をする場合は、その都度市の使用許可が必要とな  
ります。
- ⑬環境への配慮 省エネルギーやリサイクルなど環境に配慮してください。
- ⑭その他 公の施設であることを認識し、公平な管理を行うとともに市民サービスの  
向上に努めてください。  
地方自治法、条例、同施行規則及び関係法令を遵守し、適切な管理に努め  
てください。

### (3) 業務の範囲（指定管理業務）

- ① 経営管理業務
- ・ 設置目的を達成するための企画及び事業計画の策定実施
  - ・ 利用実態を把握するための報告書の作成
  - ・ 利用者の満足度を測るためのモニタリング調査の実施と自己評価、対応策の実施  
※ モニタリングの結果等は、広報等で公表することがあります。
  - ・ 市及び関係機関との連絡調整
  - ・ 利用農地（＝体験区画）での野菜栽培、体験会員への収穫案内、作業補助
  - ・ 貸付農地（＝貸付区画）での栽培指導
  - ・ 新旧の指定管理者間での引継ぎ
  - ・ その他必要と思われる業務
- ② 施設運営業務
- ・ 貸付区画の使用許可、辞退届出受理及び制限に関する業務
  - ・ 貸付区画使用者への使用更新案内、使用許可手続き

- ・ 未使用貸付区画での緑肥栽培
  - ・ 体験区画での緑肥栽培を中心とした土作り
  - ・ 不審者の通報
  - ・ 農業用水切り替えに関する土地改良区との連絡調整
  - ・ 市、農業者団体、ボランティア団体が実施するイベントへの協力
- ③ 維持管理事業
- ・ 施設の簡易修繕業務
  - ・ 施設及び備品の保守管理
  - ・ その他必要と思われる業務
- ④ 指定事業
- ・ 施設の設置目的を最大限に発揮するために、市の指示により行う事業の実施
- ⑤ 災害・緊急時における業務
- ・ 災害及び緊急時にはおいては、来園者の安全を図るために最善の策を講じてください。

#### (4) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

#### (5) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

指定管理業務に含まれませんが、施設の設置目的を最大限に発揮するために、指定管理者が市の許可を受け、事業を行うことができます。事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施していただきます。そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合、市は補填を行いません。

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同様となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

#### (6) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ）	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	事業の中止及び延期	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄又は破綻		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営		○

		費の増大		
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変更	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等施設所有者の責めに帰すべき事由による場合	○	
		上記以外の場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○

上記の No.11 の「利用者への対応」については、指定管理者は、下記の市民総合賠償補償保険と同等以上の保険に加入することを義務付けます。

#### <市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1000万円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 15万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	主催・共催した事業での事故を対象

#### (7) 指定の取消し等

- ・市が指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し又は必要な指示をした場合、この指示に従わないときや管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。
- ・このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

#### (8) モニタリングの実施

##### ① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。



さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

②施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

③帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

## 7 指定管理に関する経費（負担区分等の詳細は別添の「仕様書」を参照）

- (1) 管理業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの年次とし、指定管理業務に係る経理を、岐阜市会計規則に準じて行ってまいります。また、指定管理業務、自主事業及びその他の業務に係る経費を区分して整理してください。
- (2) 指定管理者は、会計年度ごとに決定する委託料により、上記の管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理業務を行います。
- (3) 委託料の算出にあたっては、上記5（5）の管理運営状況に記載する過去2年間の決算及び平成21年度の当初予算のうち、平成20年度の決算見込額を上限とします。
- (4) 委託料は会計年度ごとに市と指定管理者との協議に基づき決定しますが、初年度委託料が次年度以降の委託料のベースとなります。
- (5) 委託料は、精算しません。
- (6) 農園施設の使用料金は市の歳入となります。
- (7) 市が提案を求め、審査により市が認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入（収入）となります。
- (8) 委託料は、四半期ごとに支払います。
- (9) 指定管理者は、①法人等に係る市民税、②事業を行うものにかかる事業所税、③新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①及び②については岐阜市役所市民税課、③については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。  
なお、法人税、消費税等の国税について税務署、法人税等に係る県民税、事業税等の県税については県税事務所へお問い合わせください。

## 8 指定管理者の審査・選定の方法

### (1) 基本的な考え方

公の施設（以下、「施設」という。）は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次

のとおり審査方法等を定めます。

## (2) 審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した応募者について、必要に応じてヒヤリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

審査は、5名で構成する選定委員会（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。

## (3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

ただし、公表を拒む団体が選外であった場合は、団体名は公表しません。

## (4) 選定方式

### 第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審査項目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であるか。	適・否
2	応募資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有しているか。	適・否
3	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない団体であること。	適・否
4	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
5	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
6	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	平成17年の改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき会社整理の申し立てをしている団体でないこと。	適・否
8	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
9	市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。	適・否
10	暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者で構成されていること。	適・否
11	募集要項、仕様書の内容を満たしているか。	適・否

※ 第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

### 第2次審査（提案内容等の審査）

一次審査を通過した応募者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒヤリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は5点を満点として、応募者間で相対的に点数化する加点方式により行い、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

〈選定基準及び評価項目及び配点〉

区 分	配点	選定基準	評 価 項 目	採点結果
公平性 透明性	20	住民の平等 利用が確保 されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効果性	40	事業計画書 の内容が、対 象施設の効 用（設置目 的）を最大限 発揮するも のであるこ と	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
			利用者に対するサービス向上の方策	
			利用促進、利用者増の方策	
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	
			施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効率性	40	事業計画書 の内容が、管 理経費の縮 減が図られ るものであ ること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			指定管理経費の設定額	
			指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）	
			収支計画の妥当性	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性（無理はないか）	
			利用料金を徴収する施設の場合、収入の増加を図るための方策	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
安定性 安全性	55	事業計画書 に沿った管 理を安定し て行う物的	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績	

		能力、人的能力 を有して いること	経営基盤の安定性	
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など	
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制	
			スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策	
			リスクへの対応方策（防止策、非常時の対応マニュアルなど）	
			リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）	
			グループ応募（コンソーシアム）の場合、グループの安定性	
			グループ応募（コンソーシアム）の場合、役割分担及びリスク分担などの確実性及び妥当性	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
貢献性	35	事業計画書 の内容が、岐 阜市ある いは施設 がある特 定の地域 （以下「 地元」と いう。） の振興、 活性化 などに 貢献でき るもので あること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）	
			地元の住民、高齢者、障害者等の雇用	
			地元での資材等の調達	
			地元での社会活動等への参加	
			その他地元への貢献に関すること	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
合 計				

## ● 総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

## 9 基本協定・年次協定の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、指定期間共通の基本協定と、年度ごとに決定する委託料の額や特記事項等について定める年次協定を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

なお、指定管理者がコンソーシアムとなった場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出していただきます。

## 10 指定までのスケジュール

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 募集要項の公表・配布   | 平成21年7月1日(水)～                           |
| (2) 説明会・現地見学会の開催 | 平成21年7月10日(金)13:00～<br>岐阜市健康ふれあい農園管理事務所 |
| (3) 質問受付期間       | 平成21年7月6日(月)～平成21年7月31日(金)              |
| (4) 申請書受付期間      | 平成21年7月21日(火)～平成21年8月21日(金)             |
| (5) 第1次審査        | 平成21年9月7日(月)～平成21年9月30日(水)              |
| (6) 第2次審査        | 平成21年10月5日(月)～平成21年10月30日(金)            |
| (7) 選定結果の通知・公表   | 平成21年11月上旬                              |
| (8) 市議会への指定議案を上程 | 平成21年11月下旬                              |
| (9) 指定の通知        | 平成21年12月下旬                              |
| (10) 基本協定の締結     | 平成22年1月上旬                               |
| (11) 事務引継・トレーニング | 平成22年1月中旬～平成22年3月下旬                     |
| (12) 年次協定の締結     | 平成22年4月1日(木)                            |

## 11 応募手続等

### (1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページ、または市役所南庁舎2階農林部農林園芸課で書類を入手し、農林園芸課へ直接提出してください。(郵送、ファクシミリ等による送付、受付はいたしません。)

申請受付期間は、平成21年7月21日(火)～平成21年8月21日(金)までとし、応募に要する経費は全て応募者の負担となります。

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、申請受付期間内は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は、認めません。

### (2) 提出書類

- ① 提出書類は、原則A4版縦型横書き左綴じで、応募者名等を記載するとともにインデックスを用いて書類名を示してください。
- ② 提出書類においては、応募者が特定できるようなロゴマーク等の使用はしないでください。
- ③ 提出書類は、正本1部 副本6部の計7部を提出してください。
- ④ その他別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

### (3) 質問の受付

質問の受付期間は、平成21年7月6日(月)～平成21年7月31日(金)までとし、質問及び回答は市ホームページ及び農林園芸課で公表します。

### (4) 提供した資料の取り扱い

担当課が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の範囲内であっても、担当課の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

提出された書類は、指定管理者確定後副本のみ返却します。

担当課が提供した資料については、返却願います。

## (5) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

## (6) 応募の無効等について

提出書類に虚偽の記載をした場合、又は受付期限までに所定の書類が整わなかった場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

## (7) 著作権

- ① 指定管理者の決定までの間、提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、本事業選定実施に関する報告等のため、必要な場合には提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ② 指定管理者の決定後、選定された応募提出書類の著作権は市に帰属し、選定されなかった応募提出書類の著作権は、応募者に帰属します。

## 1 2 その他

その他、管理運営事項の詳細については、岐阜市健康ふれあい農園指定管理者仕様書を参照してください。

## 1 3 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市農林部農林園芸課園芸グループ（担当：伊藤、久富）

〒500-8720 岐阜市神田町1丁目11番地（南庁舎2階）

電話：058-265-4141（内線6205） FAX：058-263-0986

E-mail：nourin@city.gifu.gifu.jp